食品安全委員会第969回会合議事録

１．日時　令和７年１月21日（火）　14：00～14：48

２．場所　大会議室

３．議事

（１）農薬第四専門調査会における審議結果について

・「イソシクロセラム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（２）微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について

・「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～アニサキス～」に関する審議結果の報告について

（３）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「プロパモカルブ」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ペントキサゾン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について

（４）その他

４．出席者

（委員）

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

（事務局）

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、
古田評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、
今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

５．配付資料

資料１　農薬第四専門調査会における審議結果について＜イソシクロセラム＞

資料２　微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について＜食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～アニサキス～＞

資料３－１　農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜プロパモカルブ＞

資料３－２　農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜ペントキサゾン

＞

資料３－３　遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について＜コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）（食品）＞

資料３－４　遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について＜コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）（飼料）＞

資料４　遺伝子組換え食品等評価書「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）（食品）」の一部訂正について

６．議事内容

○山本委員長　ただ今から第969回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は７名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第969回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長　事務局でございます。本日の資料は７点ございます。

資料１が「農薬第四専門調査会における審議結果について＜イソシクロセラム＞」、資料２が「微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について＜食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～アニサキス～＞」、資料３－１が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜プロパモカルブ＞」、資料３－２が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜ペントキサゾン＞」、資料３－３が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について＜コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）（食品）＞」、資料３－４が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について＜コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）（飼料）＞」、資料４が「遺伝子組換え食品等評価書『コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）（食品）』の一部訂正について」。

以上でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長　続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長　事務局におきまして、委員の皆様に御提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長　確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長　ありがとうございます。

（１）農薬第四専門調査会における審議結果について

○山本委員長　それでは、議事に入ります。

「農薬第四専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員　イソキサゾリン系殺虫剤であります「イソシクロセラム」の概要につきまして、資料１に沿って説明いたします。

資料１の右下７ページを御覧ください。各種毒性試験結果から、イソシクロセラム投与による主な影響としまして、体重増加抑制、肝細胞空胞化などの肝臓における変化、リンパ節における形質細胞増多症、十二指腸及び空腸における上皮の空胞化が認められました。また、ラットでは精細管変性等精巣における変化が、マウスの試験では脾臓におきまして赤血球増血亢進等の所見が認められました。なお、ここで増血亢進等のゾウという字は造るという字が正しいかもしれませんので、後ほど事務局の方で御確認をお願いします。発がん性、神経毒性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められませんでした。ラットを用いた発生毒性試験におきまして、胸骨分節分離（二分）が認められましたが、ウサギを用いた発生毒性試験では催奇形性は認められませんでした。

各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をイソシクロセラム（親化合物のみ）と設定いたしました。

各試験で得られた無毒性量のうち最小値はラットを用いた２年間慢性毒性／発がん性併合試験の0.9 mg／kg 体重／日であったことから、これを根拠といたしまして安全係数100で除した0.009 mg／kg 体重／日を許容一日摂取量（ADI）と設定いたしました。

また、イソシクロセラムの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する

無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験①及びウサギを用いた発生毒性試験①の無毒性量7.5 mg／kg 体重／日であり、認められた所見はラットでは胎児の胸骨分節分離（二分）、ウサギでは胎児の肋軟骨胸骨結合部不整であったことから、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）は、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.075 mg／kg 体重と設定いたしました。また、一般の集団に対しましては、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験の無毒性量であります15 mg／kg 体重／日を根拠といたしまして、安全係数100で除した0.15 mg／kg 体重をARfDと設定いたしました。

詳細につきましては、事務局から御説明をお願いいたします。

○横山農薬評価室長　資料１に基づき補足の説明をさせていただきます。

まず、右下のページで５ページをお願いいたします。審議の経緯でございまして、新規の農薬登録申請及びインポートトレランス設定の要請があったことを受けまして、昨年６月に内閣総理大臣から評価要請のあったものとなります。10月と12月の農薬第四専門調査会で御審議いただき、本日御報告させていただくものでございます。

８ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は次のページの６．に示されたとおりでございまして、また、８．の開発の経緯に記載がございますとおり、このものはイソキサゾリン系の殺虫剤で、昆虫の主要な抑制性神経伝達物質であるGABA受容体に結合して殺虫作用を示すと考えられているものでございます。

次の10ページから安全性に係る試験の概要になります。１．としまして土壌中動態試験、２．水中動態試験、３．土壌残留試験がございまして、土壌中、水中での半減期、主な分解物などについて記載されています。

13ページにお進みいただきまして、４．の（１）としまして植物代謝試験の結果がございます。水稲、からしな等で試験が実施されました結果、10％TRRを超える代謝物としてＦ、Ｉ及びZLが認められました。

20ページにお進みください。（２）としまして作物残留試験の結果がございます。イソシクロセラム並びに代謝物Ｉ及びＮを分析対象化合物とした作物残留試験の結果、国内ではイソシクロセラム、代謝物Ｉの最大残留値は荒茶で認められまして、それぞれ9.26 mg／kg及び0.43 mg／kgで、代謝物Ｎはいずれの試料においても定量限界未満という結果でした。海外では、イソシクロセラムの最大残留値は、コーヒー豆の0.02 mg／kg、代謝物Ｉ及びＮはいずれの試料においても定量限界未満との結果でした。

次に、同じページの後半に（３）家畜代謝試験がございます。ヤギ及びニワトリで試験が実施されまして、10％TRRを超える代謝物としてＦ、Ｇ、Ｈ、Ｉ、Ｎ、ZH、ZI、ZKが認められました。

27ページにお進みいただきますと、（４）として畜産物残留試験の記載がございまして、ウシでイソシクロセラム並びに代謝物Ｇ、Ｈ、Ｉ及びＮ、ニワトリではイソシクロセラム

並びに代謝物Ｇ、Ｉ、Ｎ、ZH及びZIを分析対象化合物として試験が実施されています。

28ページの下の方から５．動物体内動態試験がございます。

29ページの表18に血漿及び全血中の薬物動態学的パラメータが示されています。

その下に吸収率の記載がございまして、経口投与後72時間の吸収率は、低用量投与群で少なくとも65.5％、高用量投与群では少なくとも52.4％と算出されています。

お進みいただきまして、37ページから毒性試験の結果でございます。急性経口毒性は38ページの表25のとおり、LD_{50}は4,570及び5,000 mg／kg 体重超という結果となっております。

さらにお進みいただきまして、46ページの７．の（６）になりますが、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験、こちらの試験が一般の集団に対するARfDの設定根拠とされた試験となります。雌雄の最高投与量群で認められた体重減少及び摂餌量減少がエンドポイントと判断されました。

47ページの下の方から長期の試験がございまして、ラットを用いた２年間慢性毒性／発がん性併合試験がADIの設定根拠とされました。

最小毒性量では肝細胞空胞化が認められています。本試験及び本ページの下の方から次のページに記載がございますマウスを用いた発がん性試験のいずれの試験でも、発がん性は認められなかったという結果とされております。

49ページから９．として神経毒性試験の記載がございまして、急性、亜急性いずれも神経毒性なしと判断されています。

51ページからの10．の（１）としまして２世代繁殖試験がございますが、繁殖能に対する影響は認められないという結果でございました。

53ページの（３）のラットを用いた発生毒性試験では、胸骨分節分離（二分）が認められましたが、54ページのウサギを用いた発生毒性試験では催奇形性は認められなかったという結果とされております。

これらのラットを用いた発生毒性試験で胎児の胸骨分節分離ですとか、ウサギでは胎児の肋軟骨胸骨結合部不整が、母動物において毒性影響が認められない用量で認められておりまして、これらが妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDの根拠とされました。

55ページには遺伝毒性の結果がございまして、遺伝毒性はないものと考えられたと判断されています。

59ページから食品健康影響評価のまとめの記載がございます。農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をイソシクロセラム（親化合物のみ）と設定されています。60ページからADI、ARfDについてそれぞれ記載がございまして、内容につきましては、先ほど浅野委員から御説明いただいたとおりとなっております。

資料の冒頭にお戻りいただければと思います。こちらにつきまして、御了解いただけるようでしたら、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行い、先ほど浅野委員か

ら御指摘がありました増血という所見の記載につきましては、併せて確認を行いたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第四専門調査会に依頼することとしたいと思います。

（２）微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について

○山本委員長　次の議事に移ります。

「微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から審議結果についての報告書が提出されています。

まず、担当の私から説明させていただきます。

資料２を御覧ください。

概要の次のページにありますとおりですが、「はじめに」がございます。それを御覧ください。アニサキスは、平成25年に食中毒の個別統計項目として集計されて以降、徐々に報告数も増加し、ここ数年では食中毒事件数で上位を占める病因物質となっています。

近年の状況を踏まえ、アニサキスについては、平成30年度の食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補として選定されましたので、その後、平成30年２月12日に開催されました第730回食品安全委員会における審議の結果、「評価に必要な知見が不足していると考えられること等に留意しつつ、微生物・ウイルス専門調査会にて案件を審議し今後の対応を検討すること」とされました。

これを受けまして、平成31年３月４日に開催されました第78回微生物・ウイルス専門調査会における審議の結果、アニサキスに関する知見等を収集した上で、食品健康影響評価のためのリスクプロファイルの作成を進めることとなりました。

リスクプロファイルの作成に向けてアニサキスに関する知見を収集するために、食品安全委員会は、令和元年から３年度の食品健康影響評価技術研究として「アニサキス汚染実態調査及びリスク低減策の評価に関する研究」を、さらに、令和４年から５年度の食品健康影響評価技術研究として「アニサキス食中毒リスク評価に関する調査研究」を実施いたしました。

これらの食品健康影響評価技術研究の成果を踏まえた上で、アニサキスに係る国内外の最新の情報を整理、収集して、微生物・ウイルス専門調査会において取りまとめましたも

のが本リスクプロファイルとなります。

リスクプロファイルの詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○古田評価第二課長　それでは、資料２に基づいて説明いたします。

初めに、右下のページの３の目次を御覧ください。本リスクプロファイルは第１章から第９章までの章立てとしており、対象とする病原体のアニサキスに係る関連情報や、アニサキスによる人への健康影響の特徴、フードチェーンにおける様々な要因、リスク低減策やリスク評価に係る国内外の情報等について整理した上で、最後に問題点の抽出、今後の課題として第９章で取りまとめるといった構成になっております。リスクプロファイル作成の経緯等については第１章に記載しておりますが、先ほど山本委員長より御説明いただいたとおりとなっております。

それでは、右下のページの６、概要を御覧いただきまして、概要に沿って本リスクプロファイルの記載内容を説明いたします。

初めに、１段落目を御覧ください。こちらは第２章、第３章に関連する内容となっております。アニサキスは、アニサキス科に属する線虫の総称であり、アニサキス症は、主にアニサキス科の幼虫が人体内で胃や腸などに穿入し､胃腸炎などの症状を引き起こします。国内のアニサキス症の原因となる主な寄生虫としては、アニサキス属の*Anisakis simplex*及びシュードテラノーバ属の*Pseudoterranova decipiens*が知られています。人において健康上のリスクとなるのは、アニサキスが寄生した魚介類の喫食であり、アニサキスの幼虫１隻でもアニサキス症を発症する可能性があるとされています。

このような内容を踏まえて、第２章及び第３章では、対象病原体に関する情報としてアニサキスの属・種について生活環、形態学的特徴、不活化方法、検出同定法等の知見を記載しています。

次に、２段落目を御覧ください。アニサキスは、ここ数年では食中毒事件数で上位を占める病因物質となっており、アニサキスにより引き起こされる食中毒については、集団事例はまれで、散発事例が多いことも特徴です。現在までにアニサキス症による死亡事例はないとされています。また、診療報酬明細データから推計される患者数は食中毒統計上のデータよりも多いことが示唆されています。

次に、３段落目を御覧ください。アニサキス症として報告された事例の多くが急性胃アニサキス症であり、アニサキスが寄生している生鮮魚介類を生で食べることで、これには不十分な冷凍または加熱のものを含みますけれども、アニサキスが胃壁や腸壁に刺入して食中毒を引き起こします。また、アニサキスが胃壁等に刺入しない場合でも、アニサキスが抗原となり、じんま疹や、アナフィラキシー等のアレルギー症状を示す場合があり、耐熱性の高いアニサキス抗原も存在することから、感作された場合には、加熱処理した魚・魚製品に含まれるアニサキス由来のタンパク質を摂取すると、アニサキス症状を示すこともあります。

第４章では、2段落目、3段落目のようなアニサキスによる健康被害解析に関する知見、アニサキスによる食中毒、アニサキス症の特徴及びアレルギーに関する情報等を記載しています。

次に、４段落目を御覧ください。アニサキスの寄生状況に関連した国内外の研究等の報告として、気候変動は環境中での寄生虫の生活環及び宿主の生態にも影響を及ぼすと考えられていること、限られた地域、限られた魚種における調査結果は幾つか公表されており、年によっては寄生状況の変動が観察されたとの報告もあること、生産段階においては、近年、採卵技術、種苗生産技術及び養殖技術の開発が進み、管理された親魚の卵を使用して養殖した完全養殖の魚からは、アニサキスが検出されなかったという報告等を記載しています。

続いて、５段落目を御覧ください。国際食品規格委員会では、アニサキス等の線虫類を死滅させるための条件として、中心部をマイナス20℃で24時間冷凍すること及び製品の中心部の温度が60℃で１分間加熱することを示しています。

続いて、６段落目です。加工・流通段階においては、漁獲後に内臓等に寄生していたアニサキスが、鮮度の低下や時間経過とともに可食部内へ移行する場合があるので、速やかに内臓を取り除くことや、内臓周りの腹身を取り除くことも食中毒予防として有効である旨記載しています。調理・消費段階においては、家庭でも冷凍・加熱を実施することや、新鮮なうちに魚介類の内臓を摘出し、アニサキスが魚の内臓から筋肉に移行することを防ぐこと、または内臓に接する部分の筋肉を除去すること等がリスク低減策として例示されています。その他のリスク低減策について、冷凍・加熱の代替法として、高圧処理、塩分濃度、酸の処理、パルス電流等による不活化処理方法等の報告があります。

４段落目から６段落目までの記載のように、食品の生産・製造・流通・消費における要因、関連する知見等については第５章に記載しています。

次に、７段落目を御覧ください。アニサキスによる食中毒の特徴及び予防対策については、国内外の関係機関により様々な情報等が発信されており、国内においては関係府省庁及び自治体等がリスク管理に関する取組及びリスクコミュニケーションに関する情報等を公表していることから、これらの情報を整理して第６章に記載しております。

次に、８段落目を御覧ください。ここでは代表例として欧州食品安全機関の水産物の寄生虫に係る評価を挙げ、魚・魚製品の寄生虫、主にアニサキスによるアレルギー反応や寄生虫の死滅法の評価及び養殖魚や漁場のリスク評価等を実施し公表している旨を記載しています。

第８章では、このような諸外国、国際機関等におけるリスク評価の状況、関連情報等について記載しています。

最後に、９段落目を御覧ください。現状の整理及びアニサキスに関する国内の現状を踏まえた問題点を抽出した上で、今後の課題として、「健康被害実態の把握方法について」、「継続的なアニサキスの寄生状況の把握・調査について」、「効果的な情報共有方法につ

いて」及び「今後の情報収集・知見の更新について」を取りまとめ、第９章に記載しています。

このように食品安全委員会が実施する食品健康影響評価技術研究の成果も踏まえまして、アニサキスに関する国内外の最新の知見を収集して「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～アニサキス～」として取りまとめたところでございます。本リスクプロファイルについては、関係機関に情報提供したいと考えております。

本リスクプロファイルでも適切な情報共有を効果的に行っていくことが重要であるとされております。アニサキスについての理解を深め、魚をおいしく安全に食べるために、本リスクプロファイルを用いて１月31日に報道関係者との意見交換、その後、一般の方向けの意見交換を予定しているところでございます。

説明は以上です。

○山本委員長　どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件について、公表するということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長　ありがとうございました。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

（３）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長　次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬「プロパモカルブ」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長　資料３－１に基づき御説明申し上げます。農薬評価書「プロパモカルブ」第３版でございます。

７ページの第３版の審議の経緯を御覧ください。2024年２月に農林水産大臣から農薬取締法に基づく再評価に係る評価要請のあったものとなります。昨年の８月、９月、10月の農薬第三専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただきました評価書案について、12

月３日の食品安全委員会において御報告申し上げ、その後、12月４日から本年１月２日まで国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

12ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は６．に示されたとおりのものでございまして、次のページの８.開発の経緯に記載がございますとおり、プロピルカルバマート骨格を有する殺菌剤で、作用機構は病原菌の菌糸細胞膜に作用して、細胞内容物の漏出を引き起こすと考えられているものとなります。日本では、1989年に初回農薬登録されています。

食品健康影響評価について68ページにお進みください。ADIは、マウスを用いた18か月間発がん性試験の無毒性量12 mg／kg 体重／日を根拠として、安全係数100で除した0.12 mg／kg 体重／日、ARfDはラットを用いた急性神経毒性試験の20 mg／kg 体重を根拠として、安全係数100で除した0.2 mg／kg 体重と設定されました。ADIは、今回新たに提出された試験成績を根拠に変更がありまして、ARfDについては、今回設定されたというものとなります。

同じページに記載がございますが、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認するというものとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、最後になりますが、93ページに参考として添付しております。期間中に意見・情報の提出はございませんでした。

本評価書につきまして、専門調査会の結果をもちまして、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上となります。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちプロパモカルブの許容一日摂取量（ADI）を0.12 mg／kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg／kg 体重と設定するということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長　ありがとうございました。

続いて、農薬「ペントキサゾン」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長　資料３－２に基づき御説明申し上げます。

農薬評価書「ペントキサゾン」第２版でございます。

５ページの第２版の審議の経緯を御覧ください。2023年10月に農林水産大臣から農薬取締法に基づく再評価に係る評価要請のあったものとなります。昨年の５月及び９月の農薬第四専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただきました評価書案について、昨年10月22日の食品安全委員会において御報告申し上げ、その後、10月23日から11月21日まで、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

10ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は６．に示されたとおりで、次のページの８．開発の経緯に記載がございますとおり、オキサゾリジン環を基本骨格とする水田用除草剤となります。Protox阻害剤で、活性酸素の発生により脂質過酸化、細胞膜破壊が生じ、効果を発揮すると考えられているものでございます。日本では、1997年に初回農薬登録されているというものでございます。

食品健康影響評価につきまして、44ページにお進みください。ADIにつきましては、イヌを用いた１年間慢性毒性試験の23.1 mg／kg 体重／日を根拠として、安全係数100で除した0.23 mg／kg 体重／日と設定されまして、ARfDにつきましては、今回、検討がなされまして、設定する必要がないと判断されたものでございます。

こちらにつきましても、ばく露量につきましては、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認することとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、最後の56ページに参考として添付しております。意見を１通頂戴しております。

左側の欄に頂戴した意見・情報の記載がございまして、腸内細菌への影響はチェックしているのかとの御意見です。回答は右側の記載となります。食品安全委員会では、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」に基づき、リスク管理機関から提出された試験成績を用いて食品健康影響評価を行っています。これらの試験成績の具体的な実施方法は、国際的に認められたOECD等のテストガイドラインに準拠しているというものとなっております。

腸内細菌への影響については、OECDテストガイドラインにおいても毒性試験における検査項目とはされておらず、欧米を含め国際的にも農薬の登録に当たりその検査の実施は求められていないというものでございます。今回、リスク管理機関から提出された試験成績等の中に腸内細菌への影響が認められたものはありませんでした。以上により、食品安全委員会は今回設定したADIに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えておりますとの回答の内容となっております。

以上、１通の御意見が寄せられておりますが、専門調査会の結果を変更することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちペントキサゾンのADIを0.23 mg／kg 体重／日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断したということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長　ありがとうございます。

続いて、遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）（食品）」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○今井評価情報分析官　お手元の資料３－３に基づき、御説明をさせていただきます。

右下のページ数で５ページを御覧ください。審議の経緯ですが、2024年９月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議いただき、12月の食品安全委員会において審議結果を御報告しております。その後、12月11日から本年１月９日まで、意見・情報の募集を行ったものでございます。

７ページの評価対象食品の概要を御覧ください。本品目は、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）でございます。

本品目は、IPD072Aaタンパク質を発現することでコウチュウ目害虫抵抗性が、PATタンパク質を発現することで除草剤グルホシネート耐性が、PMIタンパク質を発現することで形質転換体の選抜マーカーが付与されております。

26ページの食品健康影響評価結果を御覧ください。本品目については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断しております。

意見・情報の募集結果については、30ページに参考として添付しております。期間中１件の御意見がございました。

御意見の内容ですが、一切の実験なく審議のみで認めるべき項目ではありません。実験するにしても長期間の観察が必要な性質のもので、現段階では到底認められるものではないという御意見をいただいています。

これに対する専門調査会の回答ですが、本系統については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき、食品健康影響評価を行っており、そこ

では、導入された遺伝子の性質またはそれが挿入されたゲノムの変化に基づき、遺伝子組換え食品（種子植物）の性質の変化を科学的に予測することが可能であること、既存品種と遺伝子組換え体の相違を十分に比較し得ることといった要件が満たされる場合に、初めて評価が可能となるとしています。

本系統についても、比較対象となる既存品種の安全性を確認し、その上で、申請者から提出された実験データ等を踏まえ、遺伝子組換え体と既存品種との相違に関する事項に加え、挿入DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築に関する事項、既存品種の代謝経路への影響に関する事項、遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項等を確認しました。その結果、本系統は既存品種である非組換えトウモロコシと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。なお、毒性試験については、上記の確認において、安全性の知見が得られない場合に求めることとしていますという回答内容でございます。

以上、今回１件の御意見が寄せられましたが、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長　ありがとうございます。

続いて、遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）（飼料）」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の頭金委員から説明をお願いいたします。

○頭金委員　それでは、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）の飼料に関する審議結果を報告いたします。

資料３－４の右下のページ数、４ページの要約を御覧ください。私から概要を説明させ

ていただきます。

本系統は、先ほどの食品で説明いたしましたトウモロコシDP51291と同じものであり、飼料としての評価になります。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価を行いました。その結果、本系統では、新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられませんでした。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や、家畜の代謝系に作用して新たな有害物質が生成される可能性も考えられませんでした。

したがいまして、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

それでは、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○今井評価情報分析官　それでは、お手元の資料３－４に基づきまして、補足の説明をさせていただきます。

３ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本品目につきましては、2024年９月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本日、御報告するものでございます。

５ページ、評価対象飼料の概要でございます。食品の方で御説明いたしましたコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP51291)と同じものであり、従来のトウモロコシと同様、飼料として利用されるものでございます。

同じページ中ほどから食品健康影響評価でございます。１．ですが、遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、導入遺伝子または産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告がなされていないとしております。

また、２．でございますが、本系統は「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき、食品としての食品健康影響評価を終了しており、人の健康を損なうおそれがないと判断されたところでございます。

これらを踏まえ、頭金委員から御説明のあったとおりでございますが、トウモロコシDP51291について、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

本件につきましては、既に食品としての御意見・情報の募集を行っておりますので、これまでの取扱いと同様に、御意見・情報の募集を行わずに、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。追加の発言を。

○今井評価情報分析官　すみません。事務局でございます。

１点訂正をさせていただきたいと思います。ただ今の資料３－４の２ページ目でございます。下から２行目ですが、令和７年の後の年号ですが、2025年でございますので、この点、訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

○山本委員長　では、表紙の訂正をよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長　ありがとうございます。

（４）その他

○山本委員長　本日は、「その他」として、遺伝子組換え食品等評価書の一部訂正について事務局から報告があると聞いております。

それでは、事務局から説明してください。

○今井評価情報分析官　資料４に基づき、報告をさせていただきます。

遺伝子組換え食品等評価書「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）（食品）」の誤記の訂正についてでございます。

右下のページ番号で30ページを御覧ください。本評価書につきましては、2023年２月14

日開催の第889回食品安全委員会会合において御報告してございますが、こちらの正誤表にお示しのとおり、トウモロコシDP23211への挿入遺伝子発現カセットの構成要素に関する「由来及び機能」の記載について訂正をさせていただきたいと思います。

食品安全委員会へ御報告した評価書においては、右側の欄のとおり記載しておりましたが、下線を付した部分を左側の欄のとおり訂正させていただきたいと思います。

訂正後の評価書を２ページから添付してございまして、17ページの表１に訂正を反映しております。

遺伝子組換え食品等専門調査会における調査審議においては、正しい内容の申請資料を基に御議論いただいており、安全性について評価結果の結論には影響ないものと考えております。

なお、本件につきましては、令和６年12月23日開催の第259回遺伝子組換え食品等専門調査会に報告しております。

報告は以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございました。

報告ということですが、特に御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、評価書を修正するということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長　ありがとうございました。

ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長　特にございません。

○山本委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、１月28日火曜日14時から開催を予定しております。

また、来週、27日月曜日14時から「農薬第二専門調査会」が開催される予定となっております。

以上をもちまして、第969回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。